

令和4年度 決算説明資料

令和5年10月5日

教育委員会

目 次

	頁
1 教育委員の活動状況について	1
2 いじめの実態について	3
3 いじめの重大事態について	4
4 名古屋市いじめ防止基本方針の改定について	5
5 学校生活アンケートについて	6
6 不登校児童生徒について	7
7 スクリーニングについて	9
8 校内の教室以外の居場所づくりについて	10
9 不適切な指導として申し入れがあった事案について	11
10 学校トイレにおける生理用品の使用状況について	12
11 指定都市における小学校給食費の未納状況について	13
12 学校給食におけるなごやめし等の実施状況について	14
13 小・中学校における主な特別教室の空調設備について	15
14 市立幼稚園と私学助成幼稚園の公費負担等の比較について	16
15 小学校における新たな運動・文化活動の指導者について	17
16 小学校における新たな運動・文化活動の満足度に関する児童アンケート結果について	19
17 中学校部活動指導に関する報酬等について	20
18 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」について	21

1 教育委員の活動状況について

(1) 教育委員

区 分	職 業	任 期		
		始 期	再任日	終 期
西淵 茂男	大 学 教 授	平成30年 10月1日	令和4年 10月1日	令和8年 9月30日
船津 静代	大学准教授	平成27年 10月1日	令和元年 10月1日	令和5年 9月30日
鎌田 敏行	会 社 役 員	令和元年 10月1日	令和2年 10月8日	令和6年 10月7日
中谷 素之	大 学 教 授	令和2年 10月8日	—	令和6年 10月7日
栗生 万琴	会 社 役 員	令和4年 3月24日	—	令和8年 3月23日

(注) 船津静代氏は、申し出により、令和5年3月31日をもって辞職した。

(2) 会議等の開催状況

(単位：回)

区 分	開催回数	備 考
教育委員会会議	1 6	
総合教育会議	2	
本 会 議	4	教育長不在に伴うもの
そ の 他	2 1	式典・行事、視察、 事務局との打合せ 等
計	4 3	

(3) 会議への出席状況

(単位：回、%)

区 分	出席回数	割 合
西淵 茂男	1 6	8 8 . 9
船津 静代	1 4	7 7 . 8
鎌田 敏行	1 6	8 8 . 9
中谷 素之	1 4	7 7 . 8
栗生 万琴	1 2	6 6 . 7

(注) 教育委員会会議及び総合教育会議への出席状況を掲げた。

2 いじめの実態について

(単位：件)

区 分		3年度	4年度	差 引
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	小学校	2, 1 6 1	3, 2 3 7	1, 0 7 6
	中学校	6 9 0	9 0 5	2 1 5
	小計	2, 8 5 1	4, 1 4 2	1, 2 9 1
仲間はずれ、集団による無視をされる。	小学校	4 7 0	6 4 6	1 7 6
	中学校	9 2	1 4 9	5 7
	小計	5 6 2	7 9 5	2 3 3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	小学校	9 4 5	1, 3 0 9	3 6 4
	中学校	1 4 1	1 8 4	4 3
	小計	1, 0 8 6	1, 4 9 3	4 0 7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	小学校	3 3 4	5 2 2	1 8 8
	中学校	6 6	8 7	2 1
	小計	4 0 0	6 0 9	2 0 9
金品をたかられる。	小学校	2 7	5 6	2 9
	中学校	1 5	2 3	8
	小計	4 2	7 9	3 7
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	小学校	2 6 4	4 3 0	1 6 6
	中学校	5 2	8 5	3 3
	小計	3 1 6	5 1 5	1 9 9
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	小学校	3 8 4	5 8 0	1 9 6
	中学校	8 6	1 1 4	2 8
	小計	4 7 0	6 9 4	2 2 4
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	小学校	1 3 4	1 5 3	1 9
	中学校	1 7 8	2 4 0	6 2
	小計	3 1 2	3 9 3	8 1
その他	小学校	1 1 2	1 6 6	5 4
	中学校	2 8	4 1	1 3
	小計	1 4 0	2 0 7	6 7
計	小学校	4, 8 3 1	7, 0 9 9	2, 2 6 8
	中学校	1, 3 4 8	1, 8 2 8	4 8 0
	計	6, 1 7 9	8, 9 2 7	2, 7 4 8

(注) 複数の区分に該当する場合は、それぞれに計上した。

3 いじめの重大事態について

(1) いじめ防止対策推進法におけるいじめの重大事態の定義

ア 第28条第1項第1号

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 第28条第1項第2号

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 件数

(単位：件)

区 分	新 規	継 続	計
第1号	11	3	14
第2号	18	9	27
計	29	12	41

(注) 令和5年3月末日現在の数値を掲げた。

4 名古屋市いじめ防止基本方針の改定について

(1) 改定のポイント

- いじめの積極的な認知と組織的な対応の徹底
- いじめの未然防止と早期発見の取組の重視

(2) 主な改定内容

区 分	内 容
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	○「基本理念」において学校の姿勢（児童生徒を徹底して守り通す責務等）を追記 ○「いじめの認知の判断基準（定義を限定して解釈しない旨）」を追記 ○「積極的な認知」「組織的な対応」を項目立て ○「いじめの解消」の基準を追記
第2 いじめの防止等のための本市の施策	○「名古屋市子どもの権利擁護委員」の取組を追記 ○ナゴヤ・スクール・イノベーション事業等による授業改善の推進について追記 ○「キャリア教育の充実」を追記 ○転入生の個別相談の実施について追記 ○スクールカウンセラー等による全員面談（小学校4年生、中学校1年生）について追記 ○「スクリーニングの実施」を追記 ○警察との連携等の徹底について追記 ○「教室以外の居場所づくり」を追記 ○スポーツ庁、文化庁のガイドライン等を踏まえた部活動の適正な在り方について追記
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	○学校基本方針のPDCAサイクルに基づく点検、見直しについて追記 ○「いじめ等対策委員会」が児童生徒に認識されるよう取り組むことを追記 ○機動的で柔軟な対応ができるように各校でいじめ情報の「集約担当」を設ける旨を追記 ○「いじめを行った児童生徒の指導及びその保護者への対応」を追記
第4 重大事態への対処	○被害児童生徒や保護者の切実な思いを理解し対応に当たる等「いじめの重大事態の調査」の目的について追記 ○児童生徒や保護者から申し立てがあれば、「第三者委員会における重大事態の調査」を実施する旨を追記

5 学校生活アンケートについて

(1) 新たにいじめの可能性があったと思われた児童生徒

(単位：人、件)

区 分	人 数	いじめの認知件数
小学校	3 4 6	2, 9 6 2
中学校	1 4 6	1, 4 7 3
計	4 9 2	4, 4 3 5

(注) 小学校のいじめの認知件数は、小学校4～6年生の数値を掲げた。

(2) ウェブ版に移行した効果

- 結果の即応性を生かした児童生徒への支援が可能になった。
- これまで、担任が独自で集計していた「いじめ・不登校」の項目についても、即時に集計できるようになった。
- 「いじめ・不登校」の可能性のある児童生徒の中で、「からかい」や「孤立」等の内容についても、即時に判別できるようになった。

6 不登校児童生徒について

(1) 学年別人数

(単位：人)

区 分		3年度	4年度
小学校	1年生	81	142
	2年生	123	190
	3年生	171	246
	4年生	247	318
	5年生	296	427
	6年生	408	522
	小 計	1,326	1,845
中学校	1年生	778	868
	2年生	967	1,180
	3年生	885	1,060
	小 計	2,630	3,108
計		3,956	4,953

(2) 要因別人数・割合

(単位：人、％)

区 分	3年度		4年度	
	人 数	割 合	人 数	割 合
無気力・不安	2, 1 0 2	5 3. 1	2, 9 1 4	5 8. 8
生活のリズムの乱れ、あそび、非行	4 4 5	1 1. 2	5 3 7	1 0. 8
いじめを除く友人関係をめぐる問題	3 9 0	9. 9	4 3 4	8. 8
親子の関わり方	2 4 6	6. 2	2 9 3	5. 9
学業の不振	2 6 0	6. 6	2 4 1	4. 9
入学、転編入学、進級時の不適応	1 1 8	3. 0	1 1 2	2. 3
教職員との関係をめぐる問題	6 5	1. 6	7 0	1. 4
家庭の生活環境の急激な変化	6 4	1. 6	6 3	1. 3
学校の決まり等をめぐる問題	6 4	1. 6	5 6	1. 1
家庭内の不和	5 5	1. 4	4 3	0. 9
進路に係る不安	1 1	0. 3	2 7	0. 5
いじめ	1 0	0. 3	2 1	0. 4
クラブ活動、部活動等への不適応	5	0. 1	5	0. 1
該当なし	1 2 1	3. 1	1 3 7	2. 8
計	3, 9 5 6	1 0 0. 0	4, 9 5 3	1 0 0. 0

(注) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における不登校の主要因で計上した。

7 スクリーニングについて

(1) 実施結果

(単位：校、人)

区 分	対 象		対象のうち、校内 チーム会議で支援 を検討した人数
	校 数	人 数	
小学校	31	11,686	598
中学校	11	4,057	290
計	42	15,743	888

(注1) 対象の人数は、令和4年5月1日現在の数値を掲げた。

(注2) 校内チーム会議で支援を検討した人数は、1学期及び2学期に検討した数値を掲げた。

(2) 教員の主な感想

- 支援が必要な子どもについて、学校・学年で情報共有することができ、早期発見・支援につなげることができた。
- 子どもを見るうえでの新たな視点を得ることができた。
- 専門職との連携により、子どもに対する支援の幅が広がった。
- 子どもに対する見方や支援に対する考え方等について、他の教員と共有できるようになった。

8 校内の教室以外の居場所づくりについて

(1) 利用状況

(単位：人)

区 分	人 数
居場所のみを利用した生徒	2 0 0
居場所と教室等を併用して利用した生徒	2 2 8
計	4 2 8

(2) 実施校の不登校生徒数

(単位：人)

区 分	3 年 度	4 年 度
欠席 3 0 日以上	7 7 1	9 0 2
欠席 9 0 日以上	4 3 2	4 2 8

9 不適切な指導として申し入れがあった事案について

(単位：件)

区 分	件 数	主な対応
暴言・不適切な発言	22	☐ 教育委員会から管理職への指導 ☐ 管理職による指導 ☐ 管理職による見回り ☐ 学級担任交代 ☐ 他の教員を学級に配置して複数による対応
いじめ・問題行動等への指導	15	☐ 教育委員会から管理職への指導 ☐ 管理職による指導 ☐ 管理職による見回り ☐ 学級担任交代
体罰の疑い	20	☐ 教育委員会から管理職への指導 ☐ 管理職による指導 ☐ 管理職による見回り ☐ 学級担任交代
配慮を欠く指導	27	☐ 教育委員会から管理職への指導 ☐ 管理職による指導 ☐ 管理職による見回り ☐ 他の教員を学級に配置して複数による対応 ☐ 養護教諭交代

(注) 件数は、小学校、中学校、特別支援学校の数値を掲げた。

10 学校トイレにおける生理用品の使用状況について

(単位：枚)

区 分	使用枚数
小 学 校	34,283
中 学 校	64,751
高 等 学 校	21,846
特別支援学校	1,111
計	121,991

(注) 使用枚数には保健室での配付を含む。

1 1 指定都市における小学校給食費の未納状況について

(単位：人、千円、%)

区 分	未納人数	未納額	未納率
札幌市	369	10,277	0.23
仙台市	1,313	34,029	1.22
さいたま市	108	2,689	0.08
千葉市	870	16,616	0.73
川崎市	1,036	20,979	0.54
横浜市	3,073	59,848	0.63
相模原市	70	1,157	0.07
新潟市	32	1,198	0.05
静岡市	57	1,184	0.08
浜松市	554	9,840	0.45
京都市	51	1,018	0.03
堺市	57	1,143	0.08
神戸市	69	1,629	0.04
岡山市	75	1,689	0.09
広島市	957	14,706	0.49
北九州市	216	4,382	0.21
福岡市	1,513	25,808	0.70
熊本市	1,176	14,359	0.80
名古屋市	49	1,114	0.02

(注1) 令和5年3月末日現在の数値を掲げた。ただし、堺市は令和4年3月末日現在の数値を掲げた。

(注2) 大阪市は令和2年度から給食費無償化を実施している。

1 2 学校給食におけるなごやめし等の実施状況について

(1) なごやめしの献立

あんかけスパ風めん、ういろう、うなぎまぶし、大えびフライ、鬼まんじゅう、きしめん汁、台湾ラーメンスープ、どてどんぶり、名古屋コーチンから揚げ手羽先あじ、名古屋風手巻き、みそおでん、みそカツ、みそ煮込みうどん

(2) 姉妹友好都市の特別献立

区 分	提携月日	内 容
ロサンゼルス市	4月 1日	バッファローチキンの野菜ぞえ、オニオンスープ
ト リ ノ 市	5月27日	牛肉の赤ワイン煮込み、いちごジェラート
シ ド ニ ー 市	9月16日	ビーフソテー、ボイルドポテト
ラ ン ス 市	10月20日	とり肉のクリーム煮込み、キャロットラペ
南 京 市	12月21日	ユーリンチー、ライチゼリー
メ キ シ コ 市	2月16日	牛肉のメキシコ風いため、魚介類のスープ

(3) パートナー都市の特別献立

区 分	提携月日	内 容
台 中 市	10月25日	揚げパオズ、海鮮ビーフン
タシケント市	12月18日	プロフ、チキンとポテトのスープ

1 3 小・中学校における主な特別教室の空調設備について

区 分	整備状況	整備計画
理 科 室	一部整備	令和 5 ～ 7 年度に各校 1 室整備
音 楽 室	全校整備 (第 2 音楽室に ついては一部整備)	—
図 工 室	一部整備	—
美 術 室	一部整備	令和 3 ～ 5 年度に各校 1 室整備
技 術 室	一部整備	—
家庭科室	一部整備	—
図 書 室	全校整備	—

1 4 市立幼稚園と私学助成幼稚園の公費負担等の比較 について

(単位：園、人、百万円)

区 分	市立幼稚園	私学助成幼稚園
園 数	2 1	1 1 0
園 児 数	1, 3 7 3	1 7, 7 3 7
公 費 負 担 額	1, 5 5 9	1 1, 1 2 3
園児1人当たり 公 費 負 担 額	1. 1	0. 6

(注1) 園児数については、令和4年5月1日現在の数値を掲げた。

(注2) 公費負担額については、市立幼稚園は管理・運営に要した経費を、私学助成幼稚園は私学助成に係る国費・県費の推計額及び市費の合計額を掲げた。

1 5 小学校における新たな運動・文化活動の指導者について

(1) 年齢別人数・割合

(単位：人、％)

区 分	人 数	割 合
2 0 歳 未 満	5 0	3. 0
2 0 ～ 2 9 歳	6 2 5	3 7. 6
3 0 ～ 3 9 歳	1 5 9	9. 6
4 0 ～ 4 9 歳	2 1 9	1 3. 2
5 0 ～ 5 9 歳	2 2 8	1 3. 7
6 0 ～ 6 9 歳	2 4 0	1 4. 4
7 0 歳 以 上	1 4 2	8. 5
計	1, 6 6 3	1 0 0. 0

(注) 委託事業者から聞き取りを行った令和4年5月末日現在の数値を掲げた。

(2) 職業等別人数・割合

(単位：人、%)

区 分	人 数	割 合
学 生	5 5 1	3 3 . 2
主 婦	3 4 3	2 0 . 6
会 社 員	2 1 5	1 2 . 9
シ ニ ア	3 0 6	1 8 . 4
アルバイト	8 2	4 . 9
自 営 業	1 0 6	6 . 4
非常勤講師	6 0	3 . 6
計	1 , 6 6 3	1 0 0 . 0

(注) 委託事業者から聞き取りを行った令和4年5月末日現在の数値を掲げた。

1 6 小学校における新たな運動・文化活動の満足度に関する児童アンケート結果について

(1) 5段階評価の割合と選んだ理由

(単位：％)

区 分		5 (楽しい)	4	3 (普通)	2	1 (楽しくない)
評価の割合		60.7	19.8	13.5	4.8	1.2
選 ん だ 理 由	いろいろな種目があること	51.9	38.6	21.2	5.7	0.0
	一年間同じ種目をする事	21.9	14.1	20.7	17.1	0.0
	練習の内容	70.5	64.8	59.6	41.4	58.8
	その他	25.9	23.8	23.7	77.1	41.2

(注) 選んだ理由は重複回答を含むため、合計は100％にならない。

(2) 各学年における5段階評価の平均と割合

(単位：％)

区 分	平 均	5 (楽しい)	4	3 (普通)	2	1 (楽しくない)
4年生	4.6	72.8	16.6	8.7	1.7	0.2
5年生	4.3	58.3	20.7	13.9	5.9	1.1
6年生	4.1	47.8	23.0	19.2	7.5	2.4

(注) 小数点第1位未満を四捨五入しているため、合計は100％にならない。

1 7 中学校部活動指導に関する報酬等について

(1) 部活動外部顧問の報酬及び勤務時間

区 分	内 容
報 酬	2, 2 2 6 ~ 2, 2 4 4 円 / 時間
勤務時間	月 2 0 時間程度

(2) 教員による部活動に係る指導業務に対する特殊勤務手当

区 分	日 額	支給対象となる 従事時間
学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日又は休日に行う業務	2, 7 0 0 円	3 時間以上
国又は地方公共団体の開催する対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日に行う業務	5, 1 0 0 円	日中において 8 時間以上

1 8 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」について

(1) 概要

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実

- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が行きとる体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

(2) 教師等の兼職兼業に該当する部分の抜粋

- 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。
- 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。